

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 山口県周南市大字久米沖角田3035番地の1

氏 名 キチナントransポート株式会社
代表取締役 井本 健

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎



許 可 の 年 月 日 令和 3 年 6 月 20 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 8 年 6 月 19 日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。）

積替え、保管を含まない。

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破砕物を除く。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず等、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む。）（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。） 以上15品目 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成23年 6月20日 更新許可

平成23年 6月20日 変更許可により取扱品目（ガラスくず等）の追加

平成26年11月21日 変更許可により取扱品目（木くず）の追加

平成28年 6月20日 更新許可

令和 3年 1月18日 変更許可により取扱品目（燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、鋳さい、がれき類、ばいじん）の追加、取扱品目（廃プラスチック類、ガラスくず等）の限定の変更及び取扱品目（木くず）の限定の解除

令和 3年 6月20日 更新許可

令和 5年 6月22日 変更届出により氏名の変更

以下余白

（裏面に続く）

(裏面)

5. 積替え許可の有無

有 ・ ☒ 無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名

許可番号

以下余白

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

☒ 有 ・ 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の京築保健福祉環境事務所で行ってください。

